

平成24年7月13日

兵 庫 県

構造改革特区提案「田舎暮らし小規模民宿開業に係る規制緩和」に関する
厚生労働省からの提案に対する兵庫県の考え方

1 結論

平成24年度第2回生活衛生関係営業等衛生問題検討会（平成24年6月22日開催）において、厚生労働省より提出された提案（以下「検討会提案」という）については、本特区提案における事業者が実質的に対象とならないため、本県としては受け入れられない。

検討会におかれては、2に記載する県の考え方を斟酌のうえご検討いただき、本特区提案を認める方向で、早期に結論を出されたい。

2 検討会提案及びそれに対する本県の考え方

以下の要件を満たす場合に、33m²未満の簡易宿所営業許可を特区として認める。

【検討会提案 要件①】

農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動を目的とするNPO法人であって、認定NPO法人（又は仮認定NPO法人）として認定を受けたものが経営する旅館

〈本県の考え方〉

- ・「認定NPO法人」は、寄付税制の特例が認められるが、認定のハードルが高く、本特区提案で想定している事業者はほぼ対象外となる。
- ・本特区提案のとおり、事業者が実施計画を市に提出し認定することにより、事業者の適性について、現地の実情に即した判断が可能となる。

【検討会提案 要件②】

建築基準法の「旅館」としての建築確認を受け、非常用照明装置や防火壁の設置等の防災措置を講ずるなど、諸法令の基準を遵守するもの

〈本県の考え方〉

- ・本来の旅館基準を適用すると、農家民宿では不要である非常用照明や準耐火構造間仕切壁の設置が必要となり、経費負担増大から事実上、事業が実施できないことが見込まれる。
- ・このため、事業者が提出した実施計画を市が認定する際に、消防署等の協力も得て、防火面も含めた安全確保措置を確認する。

【検討会提案 要件③】

旅館業法の旅館として、玄関帳場等での宿泊客の受入れ、訪問者の確認等の防犯、衛生措置を講ずるもの

〈本県の考え方〉

- ・本特区提案で宿泊者として想定する者は、不特定多数ではなく、事業者が提出し、市が認定する実施計画により、あらかじめ確認できるため、「旅館」基準に基づく玄関帳場の設置までは不要。
- ・なお、本特区提案では、農家民宿と同等の簡易宿所の開設を想定しているが、旅館業法施行令上は、簡易宿所であれば玄関帳場の設置は義務づけられていない。

【本特区提案の概要】

「田舎暮らし小規模民宿」の開業を推進するため、以下の条件を満たす場合には、農家民宿と同様に旅館業法上の簡易宿所の客室面積の要件（延床面積33m²以上）を適用しない。

■事業者：① 丹波焼など伝統的工芸品の製造事業者

※ 宿泊が必要な伝統工芸品製造体験であることが確認できる実施計画を市に提出し、市が認定した者に限る

② 市と連携し、集落の活性化及び空家活用に取り組むNPO法人等

※ 市策定の「集落の活性化及び空家活用計画」に基づき、地元に密着して、都市と農村との交流事業や農林漁業体験民宿事業を行うことが確認できる実施計画を市に提出し、市が認定した者に限る

■対象地域：篠山市及び丹波市

■宿泊人数：10人未満

■活動内容：農業体験、陶芸体験などの田舎暮らし体験の機会提供

■対象施設：自宅の一部又は空家を宿泊施設に利用

兵庫県提案に係る旅館業法の特区による特例措置について

平成24年6月22日
生活衛生関係営業等衛生問題検討会

1 兵庫県の提案

- ① 伝統的工芸品の製造事業者
② 集落の活性化及び空家活用
に取り組むNPO法人
- } が旅館業法の許可を受けることを前提に、33m²未満の簡易宿所の営業を認める
ことを通じた地域活性化を図る。

2 問題点

- ① 伝統的工芸品の製造事業者
旅館業をその場で営む必要性。33m²未満の施設の現実性が不明。
② 空家活用に取り組みNPO法人
33m²の要件をぎりぎりクリアする小規模旅館がそもそもないのでない
か。33m²未満の空き家について旅館業法の特例を認める実益について説明
不足。
また、一般民家で空き部屋がある場合に活用が期待されるとの見解は提出
されたものの、現実の活用性として、33m²を確保した形での旅館の実例
について説明なし。
まずは、33m²を確保した形での実績を作り、その上で33m²の規制の特例
を提案すべきではないか。

3 結論

兵庫県の提案は、現行の規制を緩和する現実的必要性が乏しく、また、活
用の見直しに欠ける。不適切。

4 検討会からの提案

本来、具体的モデルについて、提案者から提示されるべきものと思料され
るが、検討会における審議の結果を踏まえ、下記の①～③の全てを満足する
旅館について、検討の俎上に提出する。兵庫県の見解、検討会での審議を求
める。

- ① 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動を目的とするNPO法人で
あって、認定NPO法人（又は仮認定NPO法人）として認定を受けた
ものが経営する旅館。
② 建築基準法の「旅館」としての建築確認を受け、非常用照明装置や防
火壁の設置等の防災措置を講ずるなど、諸法令の基準を遵守するもの。
③ 旅館業法の旅館として、玄関帳場等で宿泊客の受け入れ、訪問者の確認
等の防犯、衛生措置を講ずるもの。

以上の要件を満たす場合に、33m²未満の簡易宿所営業許可を特区として認
めてはどうか。

【参考資料】

一 現行の旅館業法における簡易宿所の面積規制の特例

農林漁業者（個人のみ）が農山漁村余暇法に規定する「農林漁業体験民宿業」（※）を行う場合（以下、この形態の民宿を「特例農家民宿」という。）については、簡易宿所の面積規制（客室の延床面積33m²以上）は適用しない。

※ 施設を設けて人を宿泊させ、農林水産省令で定める農村滞在型余暇活動又は山村・漁村滞在型余暇活動に必要な役務を提供する営業（農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律2条5項）。主体が個人であるか法人であるかを問わない。

二 特例農家民宿に対する旅館業法以外の法令における特例

1 建築基準法

特例農家民宿については、各客室から直接外部に容易に避難できる等避難場支障がないと認められる場合は、建築基準法上の「旅館」に当たらない取扱いとする。この場合、防火上主要な間仕切壁を準耐火構造とし、天井裏に達せしめる義務規定、あるいは居室、廊下、階段等への非常用の照明装置設置義務規定の適用がない。

2 消防法

特例農家民宿については、各客室から直接外部に容易に避難できる等の事由が認められる場合は、消防署長の判断により、誘導灯及び誘導標識の設置義務並びに消防機関へ通報する火災報知器設備の設置義務が免除される。

3 食品衛生法

既存の家屋で開設する特例農家民宿については、一回に提供する食事数の制限や定期的な食品衛生に関する講習会の受講等により、営業専用の調理施設を必要とする等の基準が緩和される。

三 NPO 法人について

1 NPO 法人の活動範囲

特定非営利活動法人（NPO 法人）の活動範囲は、特定非営利活動促進法に限定列挙されている（本来の活動に支障がない限り、その他の事業も行うことができるが、その利益は本来の活動のための事業に使用しなければならない。）。

NPO 法人の活動として従前認められていたものとしては、「まちづくりの推進を図る活動」、「地域安全活動」、「経済活動の活性化を図る活動」等があったが、平成24年4月から、「農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動」も追加された。

2 認定 NPO 法人

平成24年4月から、NPO 法人のうち、運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものは、行政庁（都道府県知事）の認定を受けて認定特定非営利活動法人（認定 NPO 法人）となることができることとなった。この認定を受けると、行政庁の監督の下、税制の優遇が受けられる。認定の有効期間は5年間

※ 設立初期の NPO 法人は財政基盤が脆弱なものが多い現状に鑑み、認定要件を緩和した上で、仮認定を受けることができる制度が設けられている（仮認定の有効期間は3年間）。

3 認定 NPO 法人の認定要件

- ア NPO 法人の設立の日から 1 年を超える期間が経過し、少なくとも 2 つの事業年度を終えていること
- イ 実績判定期間（直前の 2 事業年度）において、パブリック・サポート・テスト（PST）を満たしていること（以下の①～③のいずれかに該当すること）
 - ① 総収入に占める寄附金収入の割合が 5 分の 1 以上であること
 - ② 3000 円以上の寄附金を 100 人以上から受けること
 - ③ 事務所所在地の自治体の条例で個別指定を受けていること
- ウ 実績判定期間において、事業活動における共益的な活動の占める割合が 50% 未満であること
- エ 運営組織及び経理が適切であること
- オ 事業活動の内容が適切であること
- カ 情報公開を適切に行っていること
- キ 法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと

4 認定 NPO 法人にに対する監督

行政庁は、NPO 法人に対して、一定の事由がある場合、改善命令を出し、又は設立の認証の取消しをすることができるが、認定 NPO 法人に対しては、以下の措置も行うことができる。

① 業務・財産状況の報告・検査

行政庁は、認定 NPO 法人が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、業務・財産状況の報告・検査を求めることができる。

※ 通常の NPO 法人については、法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反したと認めるときのみ認められる。

② 事業停止命令

行政庁は、認定 NPO 法人が本来の活動に属さないその他の事業から生じた利益を本来の活動以外に使用した場合は、事業停止を命ずることができる。

※ 通常の NPO 法人については、事業停止命令の制度はない。

玄関帳場の設置義務について

厚生労働省健康局生活衛生課

ホテル・旅館については、旅館業法及び政令で、玄関帳場の設置につき規定している。

簡易宿所については、旅館業法及び政令ではなく、厚生省生活衛生局長通知「公衆浴場における衛生等管理要領等について」で、簡易宿所営業の施設設備の基準として、「適当な規模の玄関、玄関帳場又はフロント及びこれに類する設備を設けること」としている。

【参考】

◎旅館業法第3条第2項

都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る施設の構造設備が政令で定める基準に適合しないと認めるとき、当該施設の設置場所が公衆衛生上不適当であると認めるとき、又は申請者が次の各号の一に該当するときは、同項の許可を与えないことができる。

(以下略)

◎旅館業法施行令第1条第1項

旅館業法（以下「法」という。）法第3条第2項の規定によるホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

四 宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他これに類する設備を有すること。

◎旅館業法施行令第1条第2項

法第3条第2項の規定による旅館営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

四 宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他これに類する設備を有すること。

◎公衆浴場における衛生等管理要領等について（抄）

（平成12年12月15日付け生衛発第1811号厚生省生活衛生局長通知）

別添3 旅館業における衛生等管理要領

II 施設設備

第1 ホテル営業及び旅館営業の施設設備の基準

11 善良風俗の保持上、宿泊しようとする者との面接に適し、次の要件を満たす構造設備の玄関帳場又はフロントを有すること。

(1)～(6) (略)

第2 簡易宿所営業の施設設備の基準

3 適当な規模の玄関、玄関帳場又はフロント及びこれに類する設備を設けること。その他「第1 ホテル営業及び旅館営業の施設設備の基準」の11(玄関帳場又はフロント)に準じて設けること。